

平成28年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第232回定例会

12月26日開会

12月26日閉会

第232回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成28年12月26日(月曜日)

出席議員(18名)

1番 佐久間儀郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 細川健也君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 高橋茂美君	8番 菅原研治君
9番 秋山昇君	10番 佐藤貴久君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 加藤克明君	14番 舟山彰君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 大友喜助君
理事 山田裕一君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 佐藤隆夫君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 戸村壽弘君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐藤義信君	次長 咲間定実君
予防課長 佐藤宗夫君	警防課長 佐々木保方君
指令課長 加藤修一君	教育次長 水戸雅彦君
業務課長補佐 宍戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 加藤雅章君	書記 佐藤真由美君
------------	-----------

議事日程

平成28年12月26日(月) 午前10時開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 諸報告
 - 第5 第31号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第32号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第33号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第6 第34号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
 - 第7 第35号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
第36号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)
- 午前10時52分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第31号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第32号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第33号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第34号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

第35号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第36号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

開会に先だちまして、理事長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

理事長、登壇願います。

○理事長（滝口茂君） おはようございます。

図らずも12月2日の理事会で、仙南地域広域行政事務組合の理事長職を担うことになりましたので、よろしく願いいたします。

最近における度重なる自然災害の発生、人的災害による火災の発生など広域消防の機能強化と態勢強化が求められております。

さらに、仙南クリーンセンターの本格稼働、柴田・白石斎苑の建替など、大型プロジェクトへの対応など課題が山積みしています。各理事の皆様や議員の皆様の意向を十分踏まえ、仙南広域の調整役を果たさせて頂きたいと思っておりますので、今後のご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

どうぞ、よろしくお願い致します。【拍手】

○議長（加藤克明君） 続きまして、新たな理事のご紹介を申し上げます。

去る、10月16日に大河原町長選挙が行われました。その結果、齋清志さんが当選され、当組合理事に就任されました。

また、去る、10月23日に白石市長選挙が行われました。その結果、山田裕一さんが当選され、新たに当組合理事に就任なされました。

両理事にご登壇の上、ごあいさつをいただきたいと思っております。

はじめに齋理事、ごあいさつをお願いします。

○理事（齋 清志君） 皆さん、おはようございます。

議長よりご紹介賜りました、大河原町長の齋清志でございます。

通算3期目の大河原の舵取り役ということになりました。地方創生の大変重要なキーワードは広域連携ではないか、というふうに強く考えているところでございます。

課題解決、これも大事ではありますが、未来をしっかりと創造していく、そんな思いで当組合におきましては、理事としてその職責を全うしていきたいと考えております。何卒よろしくお願い申し上げます。【拍手】

○議長（加藤克明君） 続いて山田理事、ごあいさつをお願いします。

○理事（山田裕一君） 皆様、おはようございます。

議長から、発言のお許しを賜りました、11月14日に第17代白石市長に就任しました山田裕一と申します。広域行政事務組合の方ははじめてでございます。非常にこの組合に課された使命は大きいと思っております。ごみ処理の問題、そして広域と消防の問題非常に大きな課題もありますし、地域住民からの期待も大きいと思っております。

皆様方からご指導賜りながら、精一杯、職責を全うして参りたいと思っておりますので、ど

うぞよろしくお願ひ申し上げます。【拍手】

○議長（加藤克明君） 去る12月2日の理事会におきまして、理事長職務代理者の選任が行われました。

その結果、角田市長の大友喜助さんが理事長職務代理に選任されましたのでご紹介をいただきます。

○理事長職務代理者（大友喜助君） この度、理事長職務代理者に選任されました、角田市長の大友でございます。

仙南地域の、広域行政の円滑な推進の為に、努めて参りたいというふうに思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。【拍手】

○議長（加藤克明君） これより、第232回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めております。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお手元にお配りの議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 議席の指定

○議長（加藤克明君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび、組合同規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において4番、細川健也君を指定いたします。

この際、新たに議員になる方をご紹介いたします。12月5日付けで、角田市議会から選任されました細川健也君でございます。【拍手】

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番、佐藤長成君、8番、菅原研治君の両氏をご指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（加藤克明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告について

○議長（加藤克明君） 日程第4、諸報告を行います。

はじめに、去る11月18日、谷津睦夫君から、一身上の都合により11月25日付を持って議員を辞職したい旨の願いがでており、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたします。

これに伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、12月付けで、細川健也君を指名選任いたしますのでご報告申し上げます。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定例監査結果報告書が提出されております。その写しは、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

続いて、理事長より報告があります。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 行政報告をさせていただきます。

本日ここに、第232回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともどもご多忙中のところご出席をいただき、提出案件のご審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

ただいま、議席の指定を受けられました細川健也議員には、改めて就任のお祝いを申し上げます。

今後のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

行政報告といたしましては、はじめに、汚染廃棄物の試験焼却に係る処理方針についてであります。

去る11月3日、県内全市町村長を集めた会議が開催され、東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質で汚染された1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物について、宮城県から県内自治体の焼却施設で一斉に処理する方針が示されました。

このことから、12月21日に理事会臨時会を開催し、組合としての方針を決定しましたので、ご報告申し上げます。

はじめに、試験焼却の実施にあたっては、特に仙南クリーンセンターの設置市である角田市及び隣接町である大河原町、また、仙南最終処分場の設置市である白石市のご理解とご協力が必要不可欠であり、関係市町のご理解を得たうえで実施する必要があるものと認識しております。

そうした点を踏まえ、理事会で協議しました結果、空間線量率を常時監視するモニタリングポストを組合において、仙南クリーンセンター及び仙南最終処分場にそれぞれ1カ所設置するとともに、施設の設置市である角田市、白石市及び隣接町である大河原町におきましても、モニタリングポストを設置し、住民の安全安心に十分に配慮した監視体制を確立したうえで、今回、平成29年4月以降に仙南クリーンセンターにおいて、県

から要請があった汚染廃棄物の試験焼却を受け入れることに決定いたしました。

来年4月以降に試験焼却を実施することとした理由といたしましては、（仮称）仙南クリーンセンター整備工事の工期が来年3月26日までとなっており、来年3月の竣工までは、業者において組合が要求する大気汚染防止対策等に係る所定の性能を確認するため引渡性能試験運転等を実施していること。また、牧草・稲わらなどの搬入方法、試験焼却の方法、施設作業員の安全確保などの調整が必要であることから、組合構成市町及び委託業者と十分検討を行う必要があると判断したものであります。

試験焼却にあたっては、国及び県の指導のもと、焼却施設を保有する県内自治体と連携するとともに、安全性を確認しながら対応してまいりたいと考えております。また、汚染廃棄物を保管している農家にこれ以上の負担をかけることもできず、仙南圏域として一斉焼却を前に進めたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業についてであります。

現在の施設の状況であります。12月1日から仙南2市7町のごみ処理の受け入れを開始し、今月5日から焼却運転を行っており、各種機械設備が設計通り、正常に運転されていることを確認しております。

今後は、来年2月に組合が要求するごみ処理能力、発電能力及び排ガス基準などの性能試験を実施する予定としており、来年4月の供用開始に向けて順調に進捗しているところであります。

なお、稼働が終了した角田及び大河原衛生センターごみ処理施設につきましては、ごみピット内に残ったごみの焼却が終了し、施設内の清掃片付けが行っているところであり、1月末の閉鎖を見込んでおります。

また、新施設から発生する一般廃棄物の溶融固化物、いわゆる溶融スラグにつきましては、事業者の責任においてアスファルト混合物用骨材やコンクリート二次製品用材料などに有効利用を図ることとしておりますが、組合としては県や県内市町村等での更なる流通を促進するため、今月21日に宮城県知事に対し、溶融固化物の利用促進に係る要望書を提出いたしましたので報告いたします。

次に、白石斎苑における事故についてであります。

今月21日午前10時10分ごろ、ご遺体の火葬中に棺を乗せる台車ベッドの耐火物が砕ける事故が発生したものであります。

白石斎苑では補修工事を行っており、事故のあった台車ベッドについては、耐火物の打ち替えを行っております。今回の事故は、台車ベッド納入後、最初の火葬時に起こったものであります。事故当時の状況であります。ご遺体の火葬が終わるころに台車ベッドの耐火物が砕け、収骨ができない状況となり、委託業者が耐火物を取り除いたのちに、ご遺族において収骨を行ってもらったものであります。

この事故により、収骨時間が40分ほど遅れましたが、その後の告別式等につきましては、日程どおり無事に終えております。

このことに対し、ご遺族に陳謝するとともに状況の説明を行っております。

今回の事故の原因につきましては、台車納入後最初の火葬時に発生していることから、施工業者に原因の究明を行わせるとともに、他斎苑の台車ベッド耐火物などについて、早急に確認を行い、今後2度とこのような事故が起こることがないように万全を期すよう指示したところであります。

改めまして、ご迷惑をおかけしたご遺族並びに関係者にお詫び申し上げますとともに、今後の施設の運転管理について、万全を期して行っていく所存であります。

最後に、角田市の●●氏が原告となり、当組合に対して損害賠償を請求している裁判の第一審判決についてであります。

本裁判の過程につきましては、経過につきましては、これまで機会のあるたびに報告してまいりましたが、本年11月25日に判決が言い渡されております。

判決内容としては、原告の本訴請求は理由がないとして、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。との判決であります。

組合に対しては、本件土地の買収に関し、契約締結前の段階における信義則上の注意義務違反があり、不法行為に基づき、原告の損害を賠償する義務があるというべきである。という裁判所の判断でありましたが、当組合が求めておりました、請求棄却が認められたことにより、今後は相手方の控訴の有無を確認し、対応して参りたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

日程第5 第31号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第32号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例

第33号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関
する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、第31号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員
で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第32号議案、仙南地
域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第33号議案、仙南
地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の3
議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） はい。

第 31 号議案から第 33 号議案までにつきましては、本年 8 月の人事院勧告に伴う条例改正となっておりますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、第 31 号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年 8 月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に関する給与改定を勧告しております。この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法についても一般職に準じた改正を行っております。

このことから当組合助役の期末手当について、国に準拠した改定を行うものとし、期末手当の支給割合を 0.1 月引き上げる改正を行うものであります。

次に、第 32 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

国は、人事院勧告に基づき一般職の国家公務員について、若年層に重点を置いた給料表の引き上げを行い、また、ボーナスについても同様に引き上げる給与の改定等を実施いたしております。

このことから、当組合においても、国及び構成市町に準じ、本年 4 月に遡り、一般職職員の給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給割合等を改定するものであります。

最後に、第 33 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、人事院勧告に伴い、早出遅出勤務の対象となる子の範囲の拡大並びに介護休暇の分割及び介護時間の新設を行うため所要の改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第 31 号議案から第 33 号議案までにつきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

参考資料のほうをご用意したいと思います。

はじめに、第 31 号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

参考資料の 1 ページご覧きたいと思います。こちら、第 1 条関係の新旧対照表となっております。

第 4 条の期末手当につきまして、12 月に支給する期末手当を 0.1 か月引き上げ、年間の支給月数を 3.25 月にいたそうとするものでございます。

次に、2 ページが第 2 条関係の新旧対照表となっております。

第 1 条関係の改正で、12 月の期末手当に係る支給割合を 0.1 か月引き上げましたが、平成 29 年度の支給につきましては、それを 6 月と 12 月の期末手当に振り分けるために、

それぞれの支給割合を改めるものでございます。

第1条関係は、公布の日から施行し、本年12月1日から適用。

第2条関係は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第32号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でござい
ます。

参考資料の3ページをご覧頂きたいと思ひます。こちら第1条関係の新旧対照表とな
ります。

第21条第2項をご覧頂きたいと思ひます。こちらボーナスの支給割合を改正いたして
おります。

第1号では、再任用職員以外の職員のボーナスの支給月数を0.1か月引き上げ、年間
4.30月に改定し、第2号では、再任用職員のボーナスの支給月数を0.05月引き上げ、
年間2.25月に改定し、それぞれの引き上げ分は12月に支給する勤勉手当に配分するた
め、支給割合を改正いたしてあります。

第1条関係では、このほかに、4ページ以降になりますが、別表第1行政職給料表、
7ページ以降になりますが、別表第2消防職給料表の改正を行っております。

給料表につきましては、若年層を重点的に引き上げ、全体で平均0.2パーセント増額
となるよう改めるものでございます。

次に、10ページをお開き頂きたいと思ひます。第2条関係の新旧対照表となっており
ます。

第10条になりますが、扶養手当の改正を行っております。配偶者に係る扶養手当の月
額を6,500円に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げる等の改正を
行っております。

次に、12ページの第21条第2項になりますが、先程の第1条関係の改正で12月の勤
勉手当の支給割合を引き上げましたが、平成29年度の支給につきましてはそれを6月及
び12月の勤勉手当に振り分けるため、支給割合を改正しております。

なお、扶養手当額の改正に伴いまして、13ページをご覧いただきたいのですが、附則
第4項におきまして、激変緩和のため特例のほうを設けさせていただいております。

第1条関係は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用。ただし、勤勉手当
に係る改正につきましては、本年12月1日から適用するものでございます。

第2条関係の改正及び扶養手当の特例を定める附則につきましては、平成29年4月1
日から施行するものでございます。

続きまして、第33号議案、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例でござい
ます。

16ページご覧頂きたいと思ひます。第1条関係の新旧対照表になります。

第8条の3第1項及び第2項を改正し、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務ので

きる子の範囲を拡大いたしております。

特別養子縁組の成立につきまして家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これに準じる者として規則で定める者を追加するものです。

次に、18 ページになります。第 15 条を改正いたしまして、介護休暇を請求できる期間を通算して6月以内で3回まで、分割し取得することを可能とするものです。

また、第 11 条において職員の休暇に介護時間を新設いたしております。次のページになりますが、第 15 条の 2 といたしまして介護時間に係る条項を追加いたしております。

介護時間は、連続する3年の期間内に1日につき2時間以内で勤務しないことを承認できるというものです。なお、介護時間を取得した場合は1時間当たりの給与額を減額するものでございます。

20 ページは第 2 条関係の新旧対照表となります。この、第 2 条関係では、児童福祉法の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、第 2 条の規定これにつきましては児童福祉法等の一部を改正する法律の施行と合わせ、平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 31 号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。

よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 33 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第34号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第 6、第 34 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長(滝口茂君) はい。

第 34 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、人事院規則の改正に伴い、配偶者同行休業期間の延長に係る特別な事情を規定する改正を行い、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第34号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第35号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)

第36号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

○議長(加藤克明君) 日程第7、第35号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)及び第36号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術センター特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) はい。

第35号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)及び第36号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)の2議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,250万6,000円を減額し、予算の総額を75億9,185万円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳出予算では、人事院勧告に伴う人件費の補正を行ったほか、入札執行残の減額などにより物件費、維持補修費、普通建設事業費で減額の補正予算となったほか、歳入予算では、使用料及び手数料などで収入増が見込まれることから、市町負担金を1億2,487万1,000円減額し、構成市町の負担軽減に努めるとともに、徴税費及び衛生費負担金において前年度の実績割の精算、消防費負担金では基準財政需要額の精算を併せて行ったところであります。

次に、第2表債務負担行為補正では、本年度末で契約期間が満了する仙南リサイクルセンターに係る施設運転管理委託料や、家庭ごみ有料事業に係る有料指定袋製造保管・配送委託料など3件の債務負担行為を追加しております。

次に、第3表地方債補正では、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業において、6,790万円を追加し、消防施設整備事業では事業費の確定により減額の補正を行うものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万6,000円を減額し、予算の総額を1億6,551万3,000円にいたそうとするものであります。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) 詳細説明求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の一般会計の補正予算第3号ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、3,250万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億9,185万円といたそうとするものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正で、追加3件でございます。3件とも平成28年度末まで契約となっていることから追加するものでございます。

1件目は、パソコン賃借料です。平成28年度ゼロ債務で、平成29年から33年度までの5年間。

2件目は、仙南リサイクルセンター施設運転管理委託料。平成28年度はゼロ債務で、平成29年度から33年度までの5年間です。

3件目は、有料指定袋製造保管・配送委託料です。平成28年度ゼロは債務で、平成29年度から31年度までの3年間を設定しようとするものです。

右のページの5ページでは、地方債の補正です。衛生施設整備事業では、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業において地方債6,790万円の追加をし、消防施設整備事業では、事業費の確定により870万円減額の変更となっております。

10ページ、11ページをお願いします。歳入の補正になります。

1款1項1目市町負担金は、1億2,487万1,000円の減額です。下の表の内訳書をご覧くださいと思います。

徴税费負担金については、徴収金額及び移管件数の確定による精算により、合計ではゼロでございますが、市町間で増減がでております。

白石斎苑については、白石斎苑建替事業費の都市計画決定支援業務委託料などの契約執行残により減額いたしております。

仙南リサイクルセンターについては、ごみの実績割り精算によるものでございます。

角田衛生センターと大河原衛生センターについては、係る経費を精査し、不用額見込み等を減額してございます。

し尿処理施設については、実績割り精算によるものです。

(仮称)仙南クリーンセンターについては、平成28年度の震災復興特別交付税を受けるにあたりまして、地方負担額いわゆる補助裏の部分が、本来ですと全額震災復興特別交付税となるところですが、平成28年度は、新たな地元負担額3.3パーセントが求められておりまして、それを市町負担金で予算措置をしておりました。

今年度、その3.3パーセント部分に100パーセント充当率の地方債が適用となりましたので、市町負担金を減額いたすものでございます。

消防費負担金では、平成28年度基準財政需要額の確定により精算を行っております。教育費と圏域文化振興費は、職員の人事異動に伴う人件費の減額と、委託・工事の契

約執行残に係る分を減額してございます。

2目の東日本高速道路株式会社負担金ですが、救急隊1隊当たりの経費が引き下げられたことによりまして、2万4,000円の減としてございます。

12ページ、13ページをお願いします。

2款使用料及び手数料です。

2項2目衛生手数料において、1,614万3,000円を追加しております。

増となりましたのは、仙南リサイクルセンター及び角田衛生センターごみ処理手数料で、集積所からの委託収集分は減量となっておりますが、ごみ処理手数料が発生する許可業者の持込み分、一般住民の方の持込み分の、上半期の収入増の分を追加してございます。逆に大河原衛生センターの許可業者の分は減額となっております。

また、家庭ごみ処理手数料ですが、平成27年度の決算それから平成28年度上半期の状況から1,000万円の増を見込んでございます。

14ページ、15ページをお願いします。

3款国庫支出金では、衛生費補助金において、(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係る循環型社会形成推進交付金を412万9,000円減としてございます。

これは、仙南最終処分場掘り起こし用の重機購入分を見込んでおりましたが、重機の方は交付金対象外との協議によりまして減額となったものです。

消防費補助金では、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金として4万6,000円追加しております。福島県浪江町で林野火災防衛訓練が行われた際の人件費等の補助金でございます。

4款県支出金では、市町村振興総合補助金で、県において減額措置された分を減額しております。

16ページ、17ページをお願いします。

5款財産収入2項財産売払収入では、主に仙南リサイクルセンターで処理をしております、容器包装プラスチック、ペットボトルにつきまして、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金を追加してございます。

18、19ページをお願いします。

6款繰入金、1項財政調整基金繰入金については、主に歳出経費の減額等により繰入を要しなくなったことにつきまして減額していることと、それから閉鎖となります角田・大河原衛生センターの財政調整基金の繰り入れ分を追加してございます。

20ページ、21ページをお願いします。

8款3項2目1節雑入では、8月に発生いたしました台風10号に伴う、岩手県岩泉町への緊急消防援助隊に係る経費に係る交付金254万9,000円を追加しております。

また、東京電力原発事故に伴い生じた損害に係る賠償金といたしまして、薪ストーブ等の灰処理費用に係る分の賠償分139万4,000円を追加してございます。

9 款組合債では、衛生債といたしまして、(仮称)仙南クリーンセンターに係る分 6,790 万円を追加しております。

市町負担金のところでご説明いたしましたとおり、地方負担額の部分に 100 パーセント充当率の地方債が適用となったことと、それから仙南最終処分場掘り起こし用の重機 4 台購入分の地方債を追加いたしましたものでございます。

消防債では、事業費の確定により減額いたすものです。

以上が歳入の補正の詳細でございます。

22、23 ページをお願いします。

歳出の補正になります。

1 款議会費では、職員の人事異動による人件費を補正いたしまして、14 節使用料及び賃借料では、複写機借上料の契約執行残分を減額してございます。

24、25 ページをお願いします。

2 款 1 項総務管理費では、主に、仙南芸術文化センターに勤務する職員との人事異動と、それから給与条例の改正により人件費を追加いたしてございます。

26、27 ページをお願いいたします。

2 項徴税费では、派遣をいただいております職員の給与差による人件費の減額補正となっております。

30 ページ、31 ページをお願いします。

3 款民生費では、介護認定審査会及び障害程度区分を審査する市町村審査会の開催回数の見込み減により、主に審査会委員報酬と費用弁償を減額してございます。

34、35 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費では、280 万 8,000 円減額してございます。これにつきましては、36、37 ページの 4 目白石斎苑建替事業費におけます、13 節委託料の契約執行残分を減額したことによるものでございます。

38、39 ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目の清掃総務費では、9,165 万 4,000 円追加してございます。これにつきましては、40 ページ、41 ページをお願いいたします。

23 節償還金利子及び割引料です。こちらを 8,182 万 4,000 円追加したことによるものです。

これは、閉鎖となります角田・大河原衛生センターにかかる分でございます。角田衛生センター市町負担金返還金の財源については、歳入歳出経費の精査による不用額見込み額と予備費を減額いたしまして、また、財政調整基金から 5 万 5,000 円繰入れによるものでございます。

大河原衛生センターの財源につきましても、歳入歳出経費の精査による不用額見込み額と予備費を減額いたしまして、また、財政調整基金 3,155 万 4,000 円の繰入れによる

ものでございます。

続いて、2目じん芥処理費、次のページの3目し尿処理費につきましては、主に、委託料、工事請負費の契約残分を減額したことによる減額でございます。

44、45 ページをお願いいたします。

5目、（仮称）仙南クリーンセンター整備事業費については、主に、仙南最終処分場に設置いたしました覆外施設に係る電気料の減額分でございます。

なお、国庫支出金の減額や、地方債の追加によりまして財源更正を行ってございます。

48、49 ページをお願いいたします。

5款消防費1項1日常備消防費です。819万9,000円の追加でございます。

主に、3節職員手当等の増によるもので、このうち時間外勤務手当等に519万9,000円つかしてございます。

これは、7月に発生いたしました蔵王町JAC建物火災、8月の台風10号対応、及び岩手県岩泉町への緊急消防援助隊に係る分などといったしまして、延べ405人4,750時間分を追加いたしましたことによるものでございます。

54、55 ページをお願いします。

6款教育費では、1項2目の事務局費におきまして、職員の人事異動により人件費などで、222万5,000円減としてございます。

56、57 ページをお願いいたします。

3項2目の仙南芸術文化センター費では、28節繰入金を減額してございます。これは、市町負担金の減額によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算でございます。

続きまして、73 ページをお願いします。

73 ページは仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ、240万6,000円を減額し、予算の総額を1億6,551万3,000円といたそうとするものでございます。

78、79 ページをお願いします。

歳入の補正になります。1款事業収入に、友の会収入として3万1,000円追加しております。今回の追加によりまして会員数は19名増の661名となっております。

80、81 ページをお願いします。

4款の繰入金では、一般会計からの繰入金の減額でございまして、市町負担金の減額したことにより一般会計繰入金を減額したものでございます。

82、83 ページをお願いします。

歳出の補正となります。

1款仙南芸術文化センター費では、336万9,000円の減額となっております。

仙南芸術文化センターに勤務する職員と教育委員会、それから総務課の職員との人事

異動によりまして給料など人件費の減としてございます。11 節需用費においては、空調用灯油の単価減や電気料の減。13 節委託料及び 15 節工事請負費では、契約執行残を減額してございます。以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第 35 号議案、第 36 号議案の詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 35 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。

よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

これより第 36 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。

よって、第 36 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 232 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 52 分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年12月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 加 藤 克 明

署名議員 佐 藤 長 成

署名議員 管 原 研 治